

「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」(案)に対する意見

1. カジノは元々違法な賭博行為です。IR推進法およびIR整備法に基づいたとしても、その不健全な本質は変わるものではありません。カジノ実施に強く反対します。

カジノの収益は賭博客の負け分であることは周知のとおりです。その負け分を利用しなければ、「大阪の更なる成長」ができないという発想にも反対です。

大阪府・市も認めているとおり、大阪や関西には、歴史的・文化的特性のある豊富な観光資源が数多くあります。カジノに頼らなくとも「成長産業である観光分野の基幹産業化」や「ポストコロナにおける観光需要の回復・反転攻勢に転じる取組み」は可能であると考えます。

カジノなしには成り立たない大阪IR計画(案)は中止・断念するべきです。

(文中「」内は説明会で使用された計画(案)【概要版】1ページ冒頭の「意義」より引用。)

2. カジノ設置はギャンブル依存者を今より確実に増やします。そうすると依存者本人のみならず、家族や身の回りの者、果てはギャンブルに無関係な人をも被害に巻き込む可能性が拡大します。

また、カジノ設置は依存症の治療者をギャンブルの世界に誘惑し、治療を妨害するものにほかなりません。

日本では、公的財源の確保を理由に、公設・公営・公益の原則により公営ギャンブル(宝くじ含む)が認められています。その市場規模は、20兆円前後とされるパチンコを含めると25兆円程度となり、今でも世界屈指のギャンブル大国です。厚生労働省によるとギャンブル等依存が疑われる人は約70万人に上ります。ギャンブル依存は、今日のギャンブル社会が作り出した病気です。

ギャンブル依存症を拡大するカジノと一体である大阪IR計画(案)は中止・断念するべきです。

「(仮称)大阪依存症センター」は、現時点でも深刻なギャンブル依存症対策として大阪IR計画とは別に設置していただきたいと考えます。

3. 大阪IR計画(案)の建設予定地である夢洲は極めて危険で集客施設には適していません。そもそも観光施設の立地として造成されたものではなく、廃棄物の保管場所として造成されたものです。

夢洲は大阪湾に区画された孤島であり、近未来に想定される南海トラフ地震はもちろん、近年頻発している大型の自然災害にも耐えうる環境ではないと考えます。

2018年9月に発生した台風21号の高潮によるコンテナの漂流など、数多くの被害が記憶に新しいところです。大阪市のハザードマップでも、高潮がくれば水没する面積も想定されています。そして急ごしらえの会場のため、必ず土地が沈下し、中程度以上の地震によって液状化が想定されます。加えてヒ素やフッ素等が国の基準を超過しており、それらへの対策費として、大阪市として790億円負担するつもりだと昨年12月に市長が記者会見で明らかにしました。そのことは第1回説明会の質疑応答でIR推進課も認められました。

不適合な会場しか検討されていない大阪IR計画(案)は中止・断念するべきです。